

布施学校組合立布施小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月 改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の基本的人権を侵害し、心身の健全な成長に大きな影響を与えるだけでなく、その生命や心身、財産に重大な危機を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

また、本校では学校教育目標を「学校大好き　－楽しく学ぶ児童の育成－」としている。この学校教育目標を達成するためにも、いじめを許さない風土づくりを進めていく必要がある。

そこで、「千葉県いじめ防止基本方針」に則り、「布施学校組合立布施小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等の対策に関する基本理念は「いじめ防止対策推進法」に示されている。

第三条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

2 いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市町村（学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ）、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まなければならぬ。

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

2 いじめの定義

（1）定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

（2）いじめの判断

①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

- ②本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- ③身体的な影響や金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることだけでなく、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して判断する必要がある。
- ④具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視
 - 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの理解

- ①いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ②いじめは、多くの児童が入れ替わりながらも被害も加害も経験する。
- ③「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ④学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

いじめはいわゆる「問題のある学年」、「問題のある児童」に固有のものではなく、ほとんどの児童がいじめの被害者になり得ること、また加害者にもなり得ることが確認されている。

また、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸造するには、児童への働きかけに加えて、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長することが起こり得ることを、十分に理解することが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本的な姿勢

本校では「楽しさ」をベースに、児童の主体性を育てようとしている。そのためにも児童が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校全体でいじめの防止と早期

発見に努める。いじめが疑われる場合には、適切に、そして迅速に対応し、その再発防止に取り組む。

(2) いじめの未然防止

- ①互いに認め合い、支え合う集団をつくり、自己有用感を育む。
 - 児童一人一人が「認められている」「人の役に立った」と思えるように、教師が児童を認めることで、学校・学級が児童の「居場所」となるようにする。
 - 「1年生を迎える全校遠足」「友☆遊タイム」等の異学年交流を推進する。
 - 特別活動等では、児童の「思い」を大切にし、主体的な活動を支える。
- ②児童や学級の様子を把握する。
 - 児童と共に活動し、温かく見守ることで、一人一人の状況や学級の人間関係を把握する。
 - 進級時には個別の学習や行動の記録（「あゆみ」）を使い、適切に引継ぎを行う。
- ③「わかる授業」を展開する。
 - 小規模校のメリットを生かして、一人一人に丁寧に対応する。特に発達障害を含む障害のある児童に対しては、その児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえて適切な指導・支援を行う。
 - 児童の興味・関心や問題意識を大切にした授業を展開するよう努める。
 - 他者（他の児童、教師、ゲストティーチャー等）と情報交換する機会を設定する。
- ④「豊かな心」を育む。
 - 人権教育を充実させ「いじめは相手の人権を踏みにじる行為で、決して許されない」ということを児童に理解させる。特に以下の児童については、留意が必要である。
 - ◇帰国子女、外国人の児童、国際結婚の保護者を持つ児童は、言語や文化の違いから、様々な困難を抱える場合も多い。
 - ◇性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童については、教職員の正しい理解による対応をする。
 - ◇東日本大震災に伴う被害によって避難している児童については、心のケアを適切に行い、いじめの対象とならないようにする。
 - 道徳科の授業を要とした道徳教育を充実させる。特に「善悪の判断」「誠実」「個性の伸長」「勇気」「親切・思いやり」「友情・信頼」「相互理解」「規則の尊重」「よりよい学校生活」「生命の尊さ」等は、いじめ防止と関係が深いことを意識して指導する。
 - 様々な体験活動を積極的に取り入れ、そこで感じたことや学んだことを価値付ける。
 - 「豊かな人間関係づくりプログラム」を各学年で実施する。
- ⑤保護者・地域へ働きかける。
 - PTAの会議等で、本校のいじめ防止対策や指導の方針、いじめの実態等について情報を提供するなどの広報活動を行う。

(3) 早期発見

①児童の小さなサインを察知する。

○「いじめはどの子供にも、どの学校にも起これり得る」という認識のもと、教職員は人権感覚を磨き、児童を守るという意識を持つ。

○児童を共感的に理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

○集団の中で配慮を必要とする児童に気付き、その様子に目を配る。

②定期的な調査の実施と教育相談体制を充実させる。

○児童の生活アンケートを毎月行う。

○行動安全点検を毎月行う。

○「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を毎月行う。

○いじめに関するアンケートは各学期に1回ずつ行う。

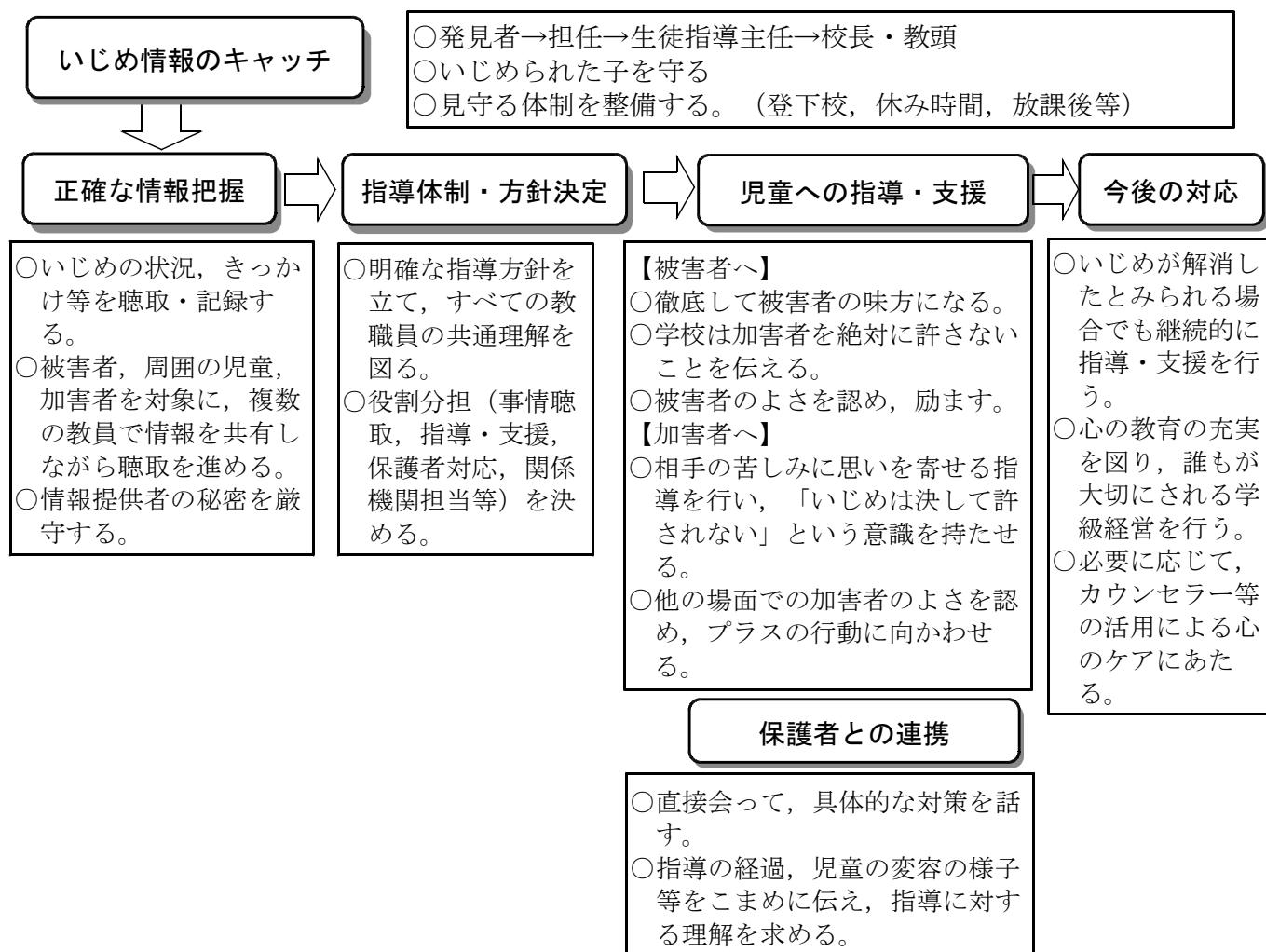
○「教育相談週間」を各学期に1回ずつ設ける。

○相談ポスト（「カバさんポスト」）を保健室前に設置する。

○教育相談の担当者（田中、安田、_____）を、児童・保護者に周知する。

5 いじめに対する措置

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) 関係機関との連携

①教育委員会との連携

○学校でいじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等を受ける。

○いじめに関するアンケートを実施したら、その結果を教育委員会へ報告する。

②警察、その他期間との連携

○いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる場合には、早期に警察署に相談し、連携して対応する。特に、児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

○いじめに関係した児童の背景に、家庭の要因が考えられる場合には、町福祉課、児童相談所、民生児童委員、保健センター等の協力を得ることを考える。

(3) いじめの解消

いじめの解消については、

①いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目標とする。

②本人及び保護者へ面接で確認すること

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

という2点が確認できることが必要である。ただし、この状況もあくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 被害者の保護・ケア

①複数の教員で保護する。

②スクールカウンセラーによるケアを実施する。

③関係機関等による家庭訪問を依頼し、家庭状況の確認とケアを行う。

(3) 加害者への働きかけ

- ①別室で学習を行う。
- ②警察等へ相談・通報する。
- ③懲戒や出席停止の措置を執る。

(4) 教育委員会・関係機関との連携

- ①校長は教育委員会へ報告する。(教育委員会→町長)
- ②児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携を図る。

(5) 保護者・地域との連携

- ①緊急保護者会を開催し、正確な情報を伝える。
- ②民生児童委員と連携を図る。

7 学校いじめ防止基本方針の公表、評価・点検

(1) 公表

ホームページで公表していることを、学校だより、PTAの集会等で周知する。

(2) 評価・点検

学校のいじめ問題への取組を学校評価やそれに係るアンケートの項目に設定することや、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を利用し、保護者・地域、教職員、児童で評価し、学校いじめ防止基本方針を見直す。